

一次審査（応募資格審査）結果

【条件】 次の(1)から(3)の全ての条件を満たすこと。

条 件	申請事業者 株式会社 明日葉	特定非営利活動法人 からまつ	特定非営利活動法人 明神学童育成の会	社会福祉協議会 八王子市社会福祉協 議会	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ	シグックス大新東 ヒューマンサービス 株式会社	社会福祉法人 太和会
(1) 登記のある法人であること。							
(2) 市内在住、又は学童保育所、小・中学校、認可保育所、認証保育所、保育室、幼稚園、認定こども園のいずれかで勤務経験がある職員を半数以上配置することができること。							
(3) 災害等発生時に迅速に対応するため、当該施設まで一時間圏内に居住する職員を確保できること。							

【条件】 法人として次の(1)から(3)のいずれかの条件を満たすこと。

(1) 市内で学童保育所、認可保育所、認証保育所、保育室、幼稚園、認定こども園のいずれかの運営、又は子育てに関係した活動に実績があること。		からまつ学童保育所 外	第一小学童保育 所外	八木町学童保育 所外	元八王子東小学 童保育所外		美山小学童保育 所
(2) 地方公共団体で学童保育事業の受託実績があること。	府中市外					府中市外	
(3) 市内の自主学童クラブ又は市立学童保育所において、指導員（指定管理者の職員を含む）として3年以上の勤務経験を有する者が構成者となり、設立する特定非営利活動法人。ただし、平成30年9月末日までに法人設立が確実なものに限る。							

【条件】 次の(1)から(7)のいずれにも該当しないこと。

(1) 平成29年度以降の指定管理者の選定において更新制度の対象となったが、業務実績等の評価により更新制度の適用を受けられなかった法人（優良事業者と判定されなかった法人）	該当せず						
(2) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する法人（地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触するもの）	該当せず						
(3) 市から指名停止措置を受けている法人	該当せず						
(4) 市民税、法人税、消費税等を滞納している法人	該当せず						
(5) 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始している法人	該当せず						
(6) 地方自治法第92条の2（議員の兼職禁止）、第142条（長の兼職禁止）、第166条（副市長の兼業禁止）、第180条の5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）に該当する法人 ただし、地方自治法施行令第122条及び第133条に該当する場合（長が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が1/2を超える法人）を除く。	該当せず						
(7) 指定管理者になろうとする法人又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う法人	該当せず						
最終審査結果							